

青森市費用弁償条例の一部を改正する条例

青森市費用弁償条例（平成十七年青森市条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「別表第一」を「別表」に改める。

第四条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に行われた議会の会議等（この条例による改正前の青森市費用弁償条例第四条第一項に規定する議会の会議等をいう。）の出席に係る同項及び同条第二項の規定による費用弁償の支給については、なお従前の例による。

~~~~~◇~~~~~

提案理由

議会の会議等に出席した議員に支給される費用弁償を廃止するため、提案するものである。

青森市議会委員会条例の一部を改正する条例

青森市議会委員会条例（平成十七年青森市条例第二百三十一号）の一部を次のように改正する。  
第二条第二項第四号中「健康福祉部」を「福祉部、保健部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の青森市議会委員会条例第二条に規定する常任委員会（以下「旧委員会」という。）の委員、委員長及び副委員長として選任又は互選されている者は、この条例による改正後の青森市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第二条に規定する常任委員会の委員、委員長及び副委員長として選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正後の条例第三条第一項の規定にかかわらず、旧委員会における委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧委員会に付託されている事件は、改正後の条例第二条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとみなす。



提案理由

青森市事務分掌条例の一部改正に伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。  
附則第六項を次のように改める。

（平成二十九年度における議会議員の議員報酬に関する特例措置）

6 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、議会議員に対する議員報酬の支給に当たっては、別表二の規定の適用については、同表中「六五八、〇〇〇円」とあるのは「六一三、〇〇〇円」と、「六〇三、〇〇〇円」とあるのは「五六二、〇〇〇円」と、「五八〇、〇〇〇円」とあるのは「五四一、〇〇〇円」とする。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。



提案理由

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、議会議員に対する議員報酬を減ずるため、提案するものである。